虐待防止マニュアル

（事　業　所　名）

来 歴 管 理 表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 版数 | 日 付 | 来　　歴 |  |  |  |
| 0 | 2017.3.1 | 新規制定 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**１、障害者虐待とは**

◎はじめに

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が、平成２４年１０月１日から施行され、その第１条では、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することと法の目的を定めています。

（１）障害者虐待の定義

①　障害者の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第２条第１号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です。また、ここでいう**障害者には１８歳未満の者も含まれます**。

②　「障害者虐待」に該当する場合

障害者虐待防止法では、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待を特に「障害者虐待」と定めています（第２条第２項）。

○**「養護者」**とは

障害者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等のことです。

○**「使用者」**とは、

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のことです。

○**「障害者福祉施設従事者等」**とは、

障害者自立支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」（以下、合わせて「施設・事業所」といいます。）に係る業務に従事する者のことです。

③　障害者福祉施設従業者等による障害者虐待

　　これらの事業に従事する人たちが、次の行為を行った場合を「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と定義しています。

**身体的虐待**：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

**性的虐待**：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

**心理的虐待**：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

**放棄・放置**：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

**経済的虐待**：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。

また、法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。同条で禁止されている虐待は、「障害者虐待」より範囲が広いと考えられます。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容と具体例 |
| 身体的虐待 | 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）  |
| 性的虐待 | 性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある） 【具体的な例】 ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる  |
| 心理的虐待 | 脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する  |
| 放棄・放置 | 食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する ・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する  |
| 経済的虐待 | 本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない  |

【参考】障害者虐待の例（「障害者虐待防止マニュアル」NPO法人PandA-J を参考に作成

（２）虐待を防止するための取り組みについて

①　日常的な支援場面の把握

ア　管理者が現場に直接足を運び支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な対応が行われていないか日常的に把握する。

イ　日頃から、利用者や職員、サービス管理責任者、現場のリーダーとのコミュニケーションを深め、日々の取り組みの様子を聞きながら、話の内容に不適切な対応につながりかねないエピソードが含まれていないか注意を払う。

②　風通しの良い職場づくり

　　虐待は密室の環境下で行われるという指摘から、組織の閉塞性、閉鎖性が要因との考え方があります。そのため、以下のような取り組みを行いましょう。

・　支援に当たっての悩みや苦労を職員が平素から相談できる体制

・　職員の小さな気づきも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制

・　人員配置等を含め、管理者は職場の状況を把握すること

　・　職員は、他の職員の不適切な対応に気がついたときは上司に相談した上で、職員同士で指摘をしたり、どうしたら不適切な対応をしなくてすむようにできるか会議で話し合って全職員で取り組めるようにする

③　虐待防止のための具体的な環境整備

ア　事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表の活用

　　→「ヒヤリハット事例」が見過ごされ、誰からも指摘を受けず気付かずに放置されることは、虐待や不適切な支援、事故につながります。早い段階で事例を把握・分析し、適切な対策を講じることが必要です。また、職員が自覚しながら職場や支援の実際を振り返るために、虐待の未然防止と早期発見・早期対応の観点から「チェックリスト」を作成し活用することが重要です。

イ　苦情解決制度の利用

　　→苦情相談の窓口や虐待の通報先について周知するとともに、日頃から話しやすい雰囲気をもって接し、施設の対応について疑問や苦情が寄せられた場合は話を傾聴し、事実を確認することが虐待の早期発見につながります。

ウ　サービス評価などの利用

　　→チェックリストの作成と評価は、事業者や職員による自己評価です。これに加えて外部による第三者評価を受けることも有効です。

（３）虐待が起きてしまった場合の対応

①　職員から虐待の相談があった場合の対応

ア　状況確認後、通報義務に基づき虐待を受けた利用者の支給決定を行った市町村へ通報

　　→施設・事業所で職員による利用者への虐待が起きた場合、利用者の家族や施設・事業所のボランティア、実習生、第三者の発見者等から施設・事業所に相談がある場合や、同じ施設・事業所の職員から管理者等に相談や報告がある場合が想定されますが、いずれの場合も報告者の話を良く聞き、虐待防止委員会で相談や報告の内容を確認した上で職員による虐待が疑われる場合は法第１６条に規定されている通報義務に基づき、通報します。

イ　通報者の保護

　　→直接市に通報した職員は、障害者虐待防止法で以下ように保護されます。

・　刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げない。

・　通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱を受けないこと。

よって、施設においては日頃から通報先や通報者の保護について理解を進めることが重要で

す。

ウ　市町村・都道府県による事実確認への協力

　　→市町村及び都道府県が事実確認のための調査に入った場合は、最大限協力します。

　　・　聞き取りを受ける障害者やその家族、施設・事業所関係者等の話の秘密が守られ、安心して話せる場所の設定。

　　・　勤務表や個別サービス利用計画票、介護記録等の提出への協力。

②　虐待を受けた障害者や家族への対応

ア　利用者の安全確保を最優先に考える。

　　→虐待を行った職員がその後も同じ場所で働き続けることにより利用者に不安や恐怖を感じさせないよう直接支援以外の部署への異動、事実確認完了までの間出勤停止を命じるなどの対策を講じます。

イ　謝罪を含む誠意ある対応

→事実確認をしっかり行った上で虐待を受けた利用者や家族に対して謝罪、説明により信頼回復に努める必要があります。

③　虐待を行った職員への対応

ア　原因分析と再発防止

　　→虐待を行った職員に対し、なぜ虐待を起こしたのか、その背景について聞き取り、原因を分析します。どうしたら虐待を防ぐことができたのか、環境面、組織的な問題、技術面での不安、知識不足等挙げられる要因を洗い出し、討議します。

　　　同じ過ちを繰り返すことのないよう、支援の質を向上させ、職員も自信を取り戻し、利用者や家族からの信頼回復を図ります。」

イ　職員、役職者への処分

　　→事実の確認と原因の分析を通じて虐待に関係した職員や施設の役職者の責任を明らかにする必要があります。刑事責任や民事責任、行政責任に加え、道義的責任が問われる場合がありますので、真摯に受け止めなくてはなりません。

処分に当たっては、労働関連法規及び法人の就業規則の規定等に基づいて行います。また、処分を受けた者については、虐待防止や職業倫理などに関する教育や研修の受講を義務づけるなど、再発防止のための対応を徹底して行うことが求められます。

**２、児童虐待とは**

（１）児童虐待の定義

①　子どもの人権

児童虐待は、本来子どもをあたたかく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。虐待は、子どもに対する極めて重大な人権侵害です。家庭の中で、保護者が子どものためを思っての行為であっても、虐待になってしまう場合があります。

大人は、子どもを独立した人格をもつ権利の主体ととらえ、その権利を保障しなければなりません。児童虐待が子どもに対する人権侵害であると認識すれば、児童虐待が疑われる状況を放置したり、見過ごしたりすることはもちろんのこと、子どもが虐待を受けていることを発見できないことがいかに大きな問題であるかが理解できるはずです。

②　児童虐待法の定義・児童虐待が子どもへ及ぼす影響

虐待は、子どもの自己肯定感を低下させるとともに、保護者の期待に応えられないという無力感を引き起こすことにより、子どもの心身の健康に影響を及ぼし、健全な発達を損なうことにつながります。

窃盗や万引きなどの問題行動や不登校の背景に虐待が関係している場合もあります。様々なケースの中には、虐待が潜んでいる場合もあり得るという認識を持つことが重要です。

また、虐待を原因とする問題と発達障害が疑われる子どもには、類似性がありますので、発達障害について、理解を深めておくことも必要です。

児童虐待とは、保護者がその監護する児童（１８歳に満たない者）について行う次に掲げる行為を言います。

**身体的虐待**：反復的・継続的な身体的暴行、または子どもの身体に外傷が生じたり、生命に危

　　　　　　険の恐れのある暴行を加えたりすること。体に傷や後遺症が残ったり、命そのものが奪われる場合もある。

**性的虐待**：子どもに性的行為を行うこと、または、子どもにわいせつな行為をさせること。

　　　　　子どもに深刻な精神的問題や行動上の問題を生じさせる可能性が高く、場合によっ

ては望まない妊娠や性に対して極端な嫌悪感を抱くようになったり安易に性行為を通じて対人関係をとろうとするなど心と体に大きな傷を残す。

**保護の怠慢・拒否**：子どもの健康・安全への配慮、衣食住の世話、医療的・情緒的ケアなど

**（ネグレクト）**　　必要な保護、養育を行わないこと。発達・発育の遅れ、場合によっては

栄養失調や脱水状態で死に至ることもある。

**心理的虐待**：言葉による脅迫や、子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりすること、子　　　どもの心を傷つけることを繰り返し言うこと。おびえや不安、うつ状態、自己否定感、無感動、無反応、強い攻撃性を示すことも。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容と具体例 |
| 身体的虐待 | 外傷とは、・打撲傷　・あざ（内出血）　・骨折　・頭部外傷・刺傷　・たばこによる火傷生命に危険のある暴行とは、・首を絞める　・殴る　・蹴る　・投げ落とす　・熱湯をかける　・布団蒸しにする　・逆さ吊りにする　・冬に戸外にしめだす　・縄などで一室に拘束する　・体を激しく揺さぶる（揺さぶられっこ症候群）など |
| 性的虐待 | ・子どもへの性交　・性的暴行　・性的行為の強要、教唆　・子どもに性器や性交を見せること・子どもをポルノグラフィーの被写体にする・子どもの目の前でポルノビデオを見せる　など |
| 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） | ・家に閉じこめる　・子どもの意思に反して学校に登校させない・治療が必要な病気になっても病院に連れて行かない・乳幼児を家に残したままたびたび外出する・乳幼児を車の中に放置する・子どもにとって必要な情緒的欲求にこたえていない・適切な食事を与えない　・下着など長時間ひどく不潔なままにする・極端に不潔な環境の中で生活させるなど食事や衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心、怠慢・一緒に暮らしている人が子どもを虐待しているのに、親が見て見ぬ振りをする　など |
| 心理的虐待 | ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言うこと・子どもの自尊心を傷つけるような言動・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする・子どもの目の前で、夫やパートナーがその相手に暴力を振るう　など |

③　しつけと児童虐待

　　どこまでがしつけで、どこからが児童虐待かという疑問を抱くことが多いと思います。

虐待をしている保護者は、往々にして「しつけのため」と言って、虐待を正当化します。しかし、たとえ「愛情に根ざしたしつけ」のつもりであっても、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それはまさしく「虐待」と言えます。虐待は、親の立場よりも、**子どもの立場で判断すること**が大切です。

○**しつけ**とは

本来、子どもの健全育成を目的とした行為であって、保護者は、子どものしつけに関して親権を行使する際には、適切に行わなければならない。

○**虐待**とは

　子どもの健全育成を害する行為、すなわち、子どもの人権侵害。

例えば、次のような行為は、**親がしつけと言っても虐待と判断**されます。

○あざや傷ができるほど叩く

○空腹にもかかわらず、食事を摂らせない

○必要な睡眠がとれないほど学習を強制する

（２）児童虐待の起こる要因

①　親の要因

育児不安や育児疲れによるストレス、父親が育児や家事に協力的でない、母親の働きが評価されなかったりする場合などに、母親の育児負担が増加して、虐待に至ることがあります。

養育者の感情・情緒の不安定や、攻撃的な性格傾向、アルコール依存、精神疾患などが、虐待に結びつくこともあります。

一方、養育者自身が子どもの頃に虐待を受けて育った場合、子どもへの適切な接し方が分からず、自分の子どもを虐待してしまう場合があることも指摘されています。

②　子どもの要因

　　子どもが未熟児であったり、発達の遅れや疾患、障害などがあったりすると、子育てや将来への不安を募らせるとともに、その対応に追われて余裕がなくなり、子どもを虐待してしまう場合があります。また、よく泣き、要求を強くあらわし、こだわりの強い子がいます。いわゆる「手のかかる子」「育てにくい子」の場合は、親として拒否されているように受け止めてしまうと、その結果として、親は子どもに否定的な感情を持ってしまうことがあります。

③　親と子どもの関係

児童虐待では、しばしば、きょうだいの中の特定の子どもだけが虐待の対象となることがあります。例えば、長期の入院などで親子が別れて生活していると、きょうだいの中でその子だけが、母子分離の状態が長くなり、親にすれば、自分の子どもという実感がわかず、愛情を感じられなくなったり、受け入れられなくなったりします。

また、健康な子どもを産めなかったという自責感や今後の養育への不安などが、虐待

に結びつくこともあります。

④　家庭の状況

　　夫婦間の不和・対立や経済的な困窮、借金、失業、転居など、家族関係が不安定になって家庭内のストレスが解消できず、養育者の精神的な安定を保つことができない場合などが、虐待のきっかけになることがあります。

また、若くして結婚し、心理的に親になりきれず、育児知識も乏しい場合などにも、虐待が起こることがあります。

一方、両親が高学歴の家庭など、一見虐待とは無関係に見える家庭であっても、子どもに対する過度の期待から、子どもに能力以上のことを要求し、結果として心理的虐待に至っている事例も見られます。

子連れ再婚や内縁関係の場合も、状況によっては虐待が起こる可能性が高いと言われています。

⑤　社会からの孤立

核家族化の進行で、親族の関係も希薄になりがちです。近隣とのつながりも弱く、身近に相談できる相手がいないなど孤立していくことは、養育者のストレスを増大させ、虐待を引き起こす要因となります。家庭が地域から孤立していると、虐待の発見が遅れたり、虐待を深刻化させたりしてしまうことにもなります。さらに、虐待をする養育者は、周囲から責められるのを恐れ、ますます社会から孤立するといった悪循環に陥ることも多くあります。

これらの児童虐待が起こる要因は、虐待の発生の可能性を高める要因ですが、虐待は様々な要因が複雑に絡み合って起こるものであるため、こういった要因があるからといって直ちに虐待を行う家庭と判断することはできません。

（３）児童虐待の早期発見と通告

①　早期発見

　　職員一人ひとりが「問題の背景には、児童虐待があるかもしれない」という認識の下、ふだんから子どもの変化や言動などに着目することは、虐待の早期発見とその防止につながります。

②　通告

ア　状況確認後、通報義務に基づき福祉事務所に通告する。

　　→児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は児童虐待防止法に基づき市町村、都道府県の設置する。

イ　通報者の保護

　　→直接市に通報した職員は、障害者虐待防止法で以下ように保護されます。

・　刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げない。

・　通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱を受けないこと。

（４）児童虐待の発見

　　虐待は発見されにくいものです。多くは「密室」で行われるため、実際虐待が行われている現場を見て発見されることはまれです。また、親から虐待を受けていても子どもにとって親はかけがえのないものです。子どもは親との関係を断ち切られる不安から、子ども自身が親から受けている行為について、自ら訴え出ることは極めてまれです。しかし、虐待を受けている子どもは、言葉で直接訴えることはなくても、何らかのＳＯＳのサインを出していることが多くあります。いかにこのサインを見過ごさないかが、子どもを虐待から救う第一歩になります。

サインを見過ごさないためには、子どもと接するときに「虐待を疑う視点を持つ」ことが重要になります。「いつもと違う」、「何か変だ」と感じたときに、「もしかして虐待ではないか」とまずは疑ってみることから、虐待の発見は始まるのです。

◎虐待にはどんな場合も不自然さがつきもの

【不自然な傷・あざ】

子どもはよくケガをしますが、不自然な傷・あざとは、遊んでいてケガをするような部位ではない所にある傷・あざや、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものです。このような傷やあざが多くあったり、頻繁に傷・あざが見受けられたりする場合は注意が必要です。児童虐待による外傷は、脂肪が豊富で柔らかいところ（臀部や大腿内側など）、引っ込んだところ（ 頚部や腋窩など）、隠れているところ（外陰部など）に起こりやすいことや時間経過に伴う挫傷（ 打撲傷）に色調変化を知っておくことが必要です。

**時間経過に伴う挫傷の色調変化**

|  |  |
| --- | --- |
| **時間経過** | **挫傷（打撲傷）の色調変化** |
| 受傷直後の挫傷 | 赤みががかった青色 |
| 1～5日後 | 黒っぽい青から紫色 |
| 5～7日後 | 緑色 |
| 7～10日後 | 緑がかった黄色 |
| 10日以上 | 黄色っぽい茶色 |
| 2～4週間 | 消退 |

出典： 養護教諭のための児童虐待対応の手引（平成１９年１０月文部科学省）

【不自然な説明】

これは、虐待している保護者にも虐待を受けている子どもにも見られます。保護者に子どもの傷の原因について聞いても、傷の状況からは、あり得ない説明をしたり、話がころころ変わったりします。

【不自然な表情】

無表情であったり、変に保護者の機嫌をとるような表情をしたり、ちょっとしたことで脅えるような表情をしたり、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をすることです。

【不自然な行動・関係】

保護者が現れると急にそわそわして落ち着きがなくなったり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない性的な素振りを見せたりする場合があります。また、虐待している保護者にも不自然な行動が見られます。子どものことを非常に心配していると言いながら子どもの様子に無頓着だったり、平気で子どもを一人にして遊びに行ったりしてしまうことなどです。

（５）対応にあたっての留意点

【保護者への対応】

・ 子どもが同席している場での質問や、保護者を責めるような質問は避けなければなりません。

・ 外傷原因の説明が、所見と矛盾する、二転三転する、子どもの説明と異なるなどの場合は、虐待が疑われます。

【子どもへの対応】

・ 子どもは本当のことを話しづらいことを十分踏まえ、誘導的な質問や問い詰めるような質問は、避けるようにします。

**３、虐待を疑ったときの初期対応**

（１）虐待発見の初期対応

**◎緊急性の高い場合**

・生命の危険があるとき（頭蓋内出血、おぼれて窒息状態、内臓出血など）

・身体的障害を残す危険があるとき（骨折、火傷など）

・極端な栄養障害や慢性の脱水傾向があるとき

・親が子どもにとって必要な医療処置を取らないとき（必要な薬を与えないなど）

・虐待者が非常に衝動的になっているとき

・性的虐待が強く疑われるとき

・子どもや保護者が保護を求め、訴える内容が切迫しているとき

・子どもに会えない、何かと理由をつけて子どもに会わせない、子どもの状況がわからないとき

　上記のような緊急性の高い状態に当てはまる場合は、直ちに市町村又は児童相談所に通告し、子どもの安全確保を最優先にすべきです。

**◎虐待は証明しなくてよい**

　虐待を疑っても虐待を証明することは困難です。確信して通告することの方が少なく、実際通告されたものを虐待かどうか判断するのは通告を受けた市町村又は児童相談所等の役割になります。

**◎発見者は一人で抱え込まず、管理者へ相談する**

　虐待の疑いに気付いた職員は「この程度で虐待を疑うのはどうか」と一人で抱えるのではなく、同僚や管理者に対して相談しましょう。また、相談を受けた管理者は真摯に受け止め、話を聞いただけで虐待を否定したり、問題として取り扱わなかったりすることのないようにしなくてはなりません。管理者が先頭に立ち、子どもの安全を守る体制をつくります。そして、組織で子どもと保護者双方への支援を検討していきます。

**◎記録の重要性**

　虐待の疑いを持ったときから記録を残します。記録には、言葉による記録、描写による記録、写真があります。

【記録について】

・虐待が疑われたときから、根拠となる事象について、詳細に記録する。

・子どもの話した言葉通りに表情や態度、傷の部位や程度などについて記録する。

・伝聞情報と直接確認した情報を、はっきりと区別して記録する。

【子どもの身体的状況】

・ケガ、あざ、やけどの場所や大きさ（写真または絵で記録するとよい）

・衛生状態

・身長、体重の変化 など

【子どもの言動】

・落ち着きがない

・友だちや職員との会話の様子 など

【保護者の状況】

・子どもとの接し方（体罰の状況、子どもを無視するなど）

・送迎時、家庭訪問時の状況（家の中が乱雑、きょうだいへの接し方など）

・発言内容（なるべく詳細に記録するとよい） など

**◎組織内初期対応フロー**

**④ 通告（相談）**

・市町村又は児童相談所などへの通告・相談

・必要により子ども・保護者への説明

**⑤ 関係機関との連携**

（要保護児童対策地域協議会）

・情報の共有

・組織としての役割分担の決定 など

**③ 組織の対応**

・情報収集

・キーパーソンの決定

・組織内チームとしての役割分担の決定

**記録の重要性**

**管理者の対応の重要性**

**緊急性の高い場合**

**①　組織内への相談・報告**（同僚・管理者）

**② 組織内での検討・共通認識**

・情報の集約

・現状の分析（子どもの状況、家族の状況）

**● 虐待の疑い**

・子どもに対する極めて重大な人権侵害であるという認識

・子どもの発するサインから気付く

・虐待を見逃さない＝チェックリストの活用

・子どもの安全を守る視点

・虐待の証明はしなくてもよい

・一人で抱え込まない